

## 大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会部会設置規程

## (目的)

第1条 この規程は、大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、部会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 部会は、規約第3条の大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事業に関し協議会の会長（以下「会長」という。）の要請に答え、又は会長に意見を具申するものとする。

## (組織)

第3条 部会は、規約第4条第1項第1号から第4号までの代表者から推薦を受けた者及び会長が指名した者（以下「部会員」という。）で構成する。

## (部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、部会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。
- 4 会議の決定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、部会長が特に必要があると認めるときは、出席者の過半数の合意をもって決定することができる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、又は意見を聞くことができる。

## (アドバイザー)

第6条 部会にアドバイザーを置くことができる。

## (庶務)

第7条 部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

## (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

## 大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会

## まちづくり会社設立準備室設置規程

## (目的)

第1条 この規程は、大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、まちづくり会社設立準備室（以下「準備室」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 準備室は、規約第3条第2号のまちづくり会社設立に関する調査及び検討事業に関し協議会の会長（以下「会長」という。）の要請に答え、又は会長に意見を具申するものとする。

## (組織)

第3条 準備室は、規約第4条第1項第1号から第4号までの代表者から推薦を受けた者及び会長が指名した者で構成する。

## (室長)

第4条 準備室に室長を置き、室員のうちから会長が指名する。

- 2 室長は、準備室の所掌事務を総理し、室員を指揮監督する。
- 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名する室員がその職務を代理する。

## (設置期間)

第5条 準備室の設置は、まちづくり会社が設立され、事務を引渡した日までとする。

## (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

## 附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。